

## 企画提案仕様書

### 1 事業概要

#### (1) 目的

中心市街地の重要エリアの一つである本町・五稜郭・梁川地区において、地下歩道、道路、児童公園等の公共空間の有効活用をはじめ、地域の核となる公共施設、商業施設、商店街、事業者等と連携しながら各種イベントを展開する「五稜郭まちなかフェスティバル（以下「まちフェス」という。）」を開催し、官民一体となって地域の魅力発信と回遊性の向上に取り組むことにより、来街者の増加および賑わいの創出を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

#### (2) 期間

令和7年（2025年）10月1日（水）から31日（金）まで

#### (3) 対象区域

本町・五稜郭・梁川地区のうち函館市中心市街地活性化基本計画（平成25年3月）において定める計画区域。（別添1参照）

#### (4) 定義

##### ア 市主催イベント

市が主催または共催し企画運営を行うイベント・催事等をいう。

##### イ タイアップイベント

まちフェスの趣旨に賛同し連携・協力する商業施設、商店街、事業者等が、対象区域内において自ら主催するイベント・催事等をいう。

### 2 業務内容

以下の業務について提案し履行すること。

なお、業務内容の充実を図ることを目的として、協賛（資金または物品）の募集のほか、出店料、販売収入、広告収入等の収入を充てることを妨げないので、積極的に提案すること。

ただし、収入は、全ての当該業務の実施に必要な経費に充てるものとし、予定していた協賛・収入が確保できなかった場合においても、提案した企画は受託者の責任において実施すること。

## (1) 市主催イベント

市主催イベントとして、次の内容のイベント・催事の開催について提案すること。なお、他の団体等との共催により、イベント内容の充実や魅力の向上が期待される場合は、積極的に提案するほか、主催イベントの運営に支障のない範囲で、関係者等にタイアップイベント等のPRスペースを提供すること。

### ア 五稜郭公園線におけるイベント等

道道五稜郭公園線の一部に交通規制をかけることで、多くの来街者が参加および観覧して楽しめるようなイベント・催事を開催すること。

#### (ア) 開催日

期間中のいずれか1日。ただし、イの日程と間隔を空けるなど、期間中のイベントバランスを考慮すること。

#### (イ) 場 所

主要道道五稜郭公園線のうち、函館市本町95番1地先から函館市本町31番4地先までの交通規制区間。(別添2参照)

#### (ウ) 留意事項

- ・ 交通規制(全面通行止)は、午前11時から午後3時まで(予定)とする。
- ・ 交通規制の時間内に設営および撤収を完了すること。
- ・ 交通規制に伴う警備計画を作成し、警備計画の実施に必要な警備員の配置、案内・誘導看板の制作・設置、地域関係者への周知等を行うこと。
- ・ 交通規制中の歩行者の往来を円滑にするため、歩道に誘導員を配置すること。
- ・ 歩道の使用は不可とする。
- ・ 小雨でも開催可能な工夫をすること。また、荒天時の代替案についても提案すること。

### イ 地域の一体感を醸成するイベント等

地域の一体感を醸成するため、商業施設・商店街等を巻き込んだイベント・催事を開催すること。(例：ハロウィンイベント)

#### (ア) 開催日

期間中の任意の日程。ただし、アの日程と間隔を空けるなど、期間中のイベントバランスを考慮すること。

#### (イ) 場 所

対象区域内

#### (ウ) 留意事項

- ・ 公共空間等の活用を積極的に検討すること。
- ・ 小雨でも開催可能な工夫をすること。また、荒天時の代替案についても提案すること。

## ウ まちなかワークショップ・セミナー等

対象区域内の事業所・店舗等において従業員等が講師を務めるワークショップ・セミナー（以下「ワークショップ等」という。）を開催する事業者等を募集するとともに、ワークショップ等の参加者を広く募集し開催すること。

### (ア) 開催日時

期間中、任意の日程

### (イ) 場 所

対象区域内の事業所・店舗等

### (ウ) ジャンル

芸術文化、ものづくり、グルメ、暮らし、まちづくり、ビジネス等

### (I) 留意事項

- ・ ワorkshop等々のプログラム数は、10件以上を目標とすること。
- ・ 参加者から実費相当の参加料を徴収することができる。

## (2) 広報・プロモーション

事業の実施を通じた対象区域の誘客促進・回遊性向上を企図し、市民等がわかりやすく効果的な広報宣伝について以下のとおり提案すること。なお、タイアップイベント等の情報についても情報を収集し、一体的に広報宣伝すること。

### ア 幅広い世代への効果的なアプローチ

まちフェスの認知度向上のため、ポスター、チラシ、新聞、タウン誌、SNS、Web、テレビ、ラジオ、車内広告などの各種媒体を使い分け、幅広い世代に効果的なアプローチを行うこと。

### イ 地域情報の発信

対象区域内のイベント・催事情報、おすすめスポットなど地域情報をきめ細かく発信すること。

### ウ のぼり等の掲出、地下歩道の装飾

行啓通やスタンプラリー参加店舗にのぼり等を掲出するとともに、地下歩道を装飾し、まちフェスのお祭り感を演出すること。

## (3) 開催環境の整備

対象区域の誘客促進・回遊性向上を企図し、まちフェスの開催環境の整備について以下のとおり提案すること。

### ア デジタルマップ作成およびデジタルスタンプラリー

#### (ア) デジタルマップ

市主催イベント会場およびタイアップイベント会場ならびに商業施設、商店街等の店舗情報を掲載したデジタルマップを作成すること。

#### (イ) デジタルスタンプラリー

上記(ア)のデジタルマップに表示されたイベント会場への来場や参加店舗でのお買い物で、スタンプを付与するスタンプラリーを開催すること。

## イ 公共交通機関を利用した来街促進・回遊性の向上

### (ア) ICAS nimocaポイント還元キャンペーンの開催

期間中、公共交通機関を利用した来街を促進するため、株式会社ニモカとの共催により、対象区域内の指定された市電・函館バスの停留所（以下「指定停留所」という。）において降車し、かつその料金をnimocaで決済した者に対し、抽選でポイントをプレゼントするキャンペーンを行うこと。

### (イ) 交通事業者と連携した回遊性向上策の検討

対象区域内の回遊性向上のため、交通事業者と連携した回遊性向上策を検討すること。（例：循環バスの土日運行，グリーンスローモビリティ，AIデマンド交通など）

## (4) 全体調整・統括

公共施設，商業施設，商店街，事業者等との連携を円滑に進めるため，市および関係者等で組織するプロジェクト会議の運営を補佐すること。

## (5) タイアップイベントについて

タイアップイベントについては，市と協力しながら情報収集を図るとともにイベント等の主催者に対し積極的に協力・連携を働きかけること。

## (6) 事業の管理運営に関すること

事業の管理運営にあたっては，事業スケジュールおよび管理運営マニュアルに基づき実施することとし，必要な人員体制を構築すること。

なお，事業スケジュールおよび管理運営マニュアルの変更が必要と市が認める場合はその指示に従うこと。

### ア 事業スケジュール

市との契約締結に向けた協議期間を含め，契約から業務完了までの事業全体のスケジュールについて，関係機関等との協議や調整，事業実施に必要な許認可等の手続き，広報宣伝，出店者・参加店舗等の募集，参加者の募集，事業の運営・管理，効果検証および事業報告書の作成など，業務の一連の流れがわかるよう作成すること。

### イ 管理運営マニュアル

- ・ 事業全体およびイベントごとの管理運営に関する具体的なマニュアルを作成すること。
- ・ 当該マニュアルには，実施体制，人員配置，緊急時の連絡体制および救急体制等もあわせて記載すること。

### ウ 機材の調達，設置および撤去

- ・ 事業の実施に必要な機材を調達し，設置，事業の開催期間中の管理および撤去を行うほか，設置等に必要の手続きを行うこと。

- ・ 機材の設置および撤去の日程や設置場所などについては、事業スケジュールおよび管理運営マニュアルに記載すること。

## エ 必要書類の作成等

事業実施に伴い施設使用許可申請等の必要書類の作成および申請手続きを行うこと。

## オ その他

### (ア) 賠償責任保険等

主催イベントの実施に当たっては賠償責任保険等に加入すること。

### (イ) 警備員・誘導員

主催イベントの内容に応じて、必要な数の警備員・誘導員を配置すること。

### (ウ) 清掃美化

清掃ならびにごみ箱の設置およびごみの回収・処分などイベント会場の清掃美化に努めること。

## (7) 事業の効果検証に関すること

イベント参加者やエリア内の事業者等へ調査するなどし、事業の効果検証を行うこと。

- ・ デジタルマップ、デジタルスタンプラリーを活用し、参加者属性、行動分析、アンケート調査等を実施すること。（アンケート項目は市と協議のうえ決定すること。）
- ・ 交通系 I C カードの降車数の推移
- ・ 公式ホームページのアクセス数およびページビュー数の推移
- ・ SNS のアクセス数の推移 など

## (8) 事業報告書の作成に関すること

事業完了後、事業報告書を作成し、紙媒体および電子データにて市に提出すること。事業報告書の記載内容および提出物は、次のとおりとする。

- ・ 本業務の実施内容
- ・ 効果検証結果
- ・ 写真、映像等の履行状況が確認できるもの（本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。）
- ・ 事業収支決算
- ・ 広報宣伝物などの成果物
- ・ その他市が指示するもの

## (9) その他必要な業務

業務上、当然付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

### 3 留意事項

#### (1) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、事前に市に対し書面で再委託先、再委託期間および再委託する業務内容を届け出、承認を得ることとする。なお、承認後に再委託契約書の写しを市に提出すること。

#### (2) 個人情報の取扱い

本業務を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

#### (3) 市および関係者等との打合せ

本業務の履行に伴い、市および関係者等と行った打合わせ等は、記録を作成し市に提出すること。

#### (4) 著作物の取扱い

- ・ 委託業務により生じた成果物（以下「成果物」という）の知的財産に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、市、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者から市へ移転する。なお、乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。
- ・ 上記の場合、市および受託者は、本仕様書に定める業務に限り、前項の著作権の使用条件の範囲内（以下「使用範囲」という）での成果物の利用についての法律上必要とされる合意を、あらかじめ与えるものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら利用することができるものとする。
- ・ 市および受託者が成果物について、使用範囲を超えて使用することを希望する場合や委託業務以外に使用することを希望する場合は、その条件につき別途協議して定めるものとする。
- ・ 受託者は、市に対し、成果品の内容を公表することを許諾すること。
- ・ 受託者は、市の承諾または合意があった場合を除き、他の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対し、著作権法の規定による著作者人格権を行使しないこと。
- ・ 受託者は、市に対し、成果品について第三者の有する著作権等を侵害していないことを保証すること。
- ・ 受託者は、成果品について、第三者との間に著作権等に関する紛争が引き起こされたときは、受託者の責任および負担において一切を処理すること。

(5) 損害賠償に対する取扱い

疫病，食中毒，暴風，大雨，洪水，落雷，地震，火災，暴動その他市の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても，市に対しその賠償を請求することができないものとする。

また，受託者の責めに帰する事由により，運営に関し，市または第三者に損害を与えたときは，その損害を自己の負担により賠償すること。